

お茶の時間

僧衣で運転は

できるか？

井上 廣司 陸自72

最近SNSで僧衣のパフォーマン스가話題になっている。「お坊さんの衣は足もちゃんと動きますよ」というメッセージを添えて、僧衣姿で複数の棍棒を使い、投げまわしたり足の裏で跳ね上げたりするジャグリングの動画である。このユニークな動画は世界中に転載され、再生回数は1月9日時点で約133万回という反響を呼び起している。

これを受けて、類似の動画の投稿も引き起こしている。「#僧衣でもできるもん」と題して、僧衣で綱渡りをしたり、スケボーに乗ったり、二重跳びを披露したりしている。中には、キリスト教牧師さんの祭服姿の投稿もある。このような反響を受けて、英国のBBCや米国のワシントンポストが報道すると、その記事がまたSNSに転載されるといふ雪崩のような拡散現象が起きている。

どうしてこのような騒ぎになったのか。それは、昨年9月福井県の僧侶が僧衣を着て車を運転していて、県警に交通違反切符を切られ、「運転に支障が

ある衣服」での運転を禁じた福井県規則（道路交通法施行細則）に反したと摘発されたことがきっかけとなった。

これを知った僧侶が「これでは檀家回りが出来ない」と危機感を持ち、僧衣でも支障なく動けることを示したいとの思いで動画を投稿をした。

ただ、動画を投稿した一人の僧侶は、「警察と正面から戦うという気持ちはなく、摘発の基準を明確にして欲しい。ユーモアを交えて問題を広く知ってもらえれば嬉しい」と話している。

先にあつたように、我が家にも檀家回りのお坊さんは僧衣で車を運転しておいでになる。袈裟など小物は、我が家に着かれてから身に付けられるが、僧衣が違反と言われると困る僧侶の方は少なくないと思う。

これが、福井県の規則というのも気になる。福井県だけが、極端に運転時の服装が乱れているのだろうか。

これが全国的な規則だと、和装の多い京都はどうか。和装関係の仕事に関わっている人たちは、この騒動をどのように感じているのだろうか。

なお今回の騒動を受けて、福井県警は1月26日、「証拠不十分」で反則切符を取り消し、書類送検しないことを決めた。

（編集委員）福井県は、県の道路交通法施行規則の衣服の規定を削除し、4月4日に改正規則が施行された。